

動き方について話し合い、より良い組織対応に繋がる。

【方策】 学内で起こったいじめ案件について、事例検討会を開催する。自分の立場における現場での対応の仕方や互いのサポート体制について意見交換する。また話し合いの過程で、現在の組織的対応フローの見直し（チェック）を行う。

【時期】 話し合うべき事例がある場合、夏季休暇中（9月）もしくは春季休暇中（3月）に1回実施する。

1-3. 学生向け講演会の実施

【対象】 学生

【目的】 他人との関わりにおいて重要な、自分の感情の制御と、相手に配慮した自己主張の方法を学ぶ。

【効果】 これらを実践することにより、対人的なトラブルを減らすことができる。

【方策】 次のようなテーマの講演会を開催する：

- a) ストレスマネジメント
- b) アンガーマネジメント
- c) アサーティブコミュニケーション

【時期】 本科1年生から4年生の、4月から7月に実施する。

【対象】 学生

【目的】 いじめという行為が許されない理由について、学生に考えさせる機会を設ける。身近で便利なスマホがいじめのツールとなる現状を知り、インターネット上でのコミュニケーションについての意識を高める。

【効果】 普段自分が無意識に行っている行為が、人権侵害・犯罪に直結するということを意識するで、対人的なトラブルを減らすことができる。

【方策】 次のようなテーマの講演会を開催する：

- a) スクールロイヤールから見た「いじめ問題」
- b) 多様性社会（ダイバーシティ）
- c) 情報モラル啓発

【時期】 本科1年生から4年生の、10月から1月に実施する。

1-4. 学生に向けた学校方針の周知

【対象】 学生

【目的】 いじめに対する学校としての理念・方針を周知する。

【効果】 学校としての姿勢を伝えることで、安心感を持ってもらえる。

【方策】 教員から、いじめに対する学校としての理念・方針を伝える。

同時に、いじめは許される行為ではない、というメッセージを伝える。また、いじめを認知した場合、加害学生の行動をたしなめることが望ましいが、それ以外にも、被害学生に寄り添う、信頼できる教職員に相談する、といった行動も価値があるということを伝える。

クラスにおいては指導教員からホームルームやアカデミックガイダンスの機会に、寮においては寮監・寮務主事から学寮アセンブリの機会に、部活動においては、部長教員から部活のミーティングの機会において伝える。

【時期】 年度初め（4月）に実施する。いじめ疑い案件が報告された場合は、その都度。

1-5. 保護者に向けた学校方針の周知

【対象】 保護者

【目的】 いじめに対する学校としての理念・方針を周知する。

【効果】 学校としての姿勢を伝えることで、安心感を持ってもらえる。また、保護者の方との協力体制を構築しやすくなる。

【方策】 学校のウェブサイト上に、「いじめ防止等基本計画」を掲載する。

1年生の保護者については、合格者オリエンテーション等の機会に、理念や方針について説明する。また、保護者懇談会において、取り組みに関する冊子を渡し、再度説明する。他の学年の保護者については、保護者懇談会において取り組みに関する冊子を渡し、理解と協力をお願いする。

【時期】 ウェブサイトへの掲載は期限なし。1年生の保護者への説明は3月および11月、その他の学年の保護者への説明は11月に実施する。

1-6. 地域に向けた学校方針の周知

【対象】 地域住民

【目的】 いじめに対する学校としての理念・方針を周知する。

【効果】 学校としての姿勢を知ること、地域住民からの協力を得やすくなる。

【方策】 学校のウェブサイト上に、「いじめ防止等基本計画」を掲載する。

【時期】 ウェブサイトへの掲載は期限なし。

